

# 定 款

内海造船株式会社

# 内海造船株式会社定款

昭和19年11月22日制定

(中間改正省略)

平成23年6月23日改正

平成25年6月25日改正

平成29年6月22日改正

令和4年6月24日改正

## 第1章 総則

### 第1条（商号）

当会社は、内海造船株式会社と称する。

英文では Naikai Zosen Corporation と表示する。

### 第2条（本店の所在地）

当会社は、本店を広島県尾道市に置く。

### 第3条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種船舶、艦艇の新造、修繕並びに解体
2. 各種汽機、汽缶および舶用諸機械の製作並びに修繕
3. 各種橋梁、鉄鋼構造物および海洋開発構造物の製作、架設並びに修繕
4. 土木建築請負業
5. 海難救助並びに海運業
6. 船舶その他の製作物の売買、仲介並びに貸借
7. ホテル業、旅館業並びに料理飲食店の経営
8. 太陽光等による発電及び売電業務
9. 前各号に関連する事業

### 第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

## 第5条（公 告）

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

# 第2章 株 式

## 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は8,000,000株とする。

## 第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

## 第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

## 第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第10条（株主名簿管理人）

当会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社において取扱わない。

## 第11条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第12条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要がある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告のうえ、基準日を定めることができる。

## 第3章 株主総会

### 第13条（招集の時期）

定期株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに招集する。

### 第14条（招集権者）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

### 第15条（議長）

株主総会の議長は取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

### 第16条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

### 第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第19条（議事録）

株主総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役および取締役会

### 第20条（取締役の員数）

当会社に取締役9名以内を置く。また、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。

### 第21条（取締役の選任および解任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

### 第23条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。

取締役会は、役付取締役として取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。また、取締役会の決議により専務執行役員、常務執行役員を若干名置くことができる。

### 第24条（取締役会）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順により、他の取締役がこれに当る。

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日より少なくとも7日前に発する。

ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

### 第25条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

#### 第26条（取締役会の議事録）

取締役会の議事について議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行い、決議の日から10年間本店に備え置く。

#### 第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会において定める。

取締役の報酬等の分配は、取締役会において定める。

#### 第28条（相談役および顧問）

取締役会の決議をもって当会社に相談役および顧問若干名を置くことができる。

#### 第29条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

### 第5章 監査役および監査役会

#### 第30条（監査役の員数）

当会社に監査役4名以内を置く。

#### 第31条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第32条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

#### 第33条（常勤の監査役）

常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

#### 第34条（監査役会）

監査役会は、各監査役がこれを招集できる。

監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日より少なくとも7日前に発する。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### 第35条（監査役会の議事録）

監査役会の議事について議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行い、決議の日から10年間本店に備え置く。

#### 第36条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会において定める。

監査役の報酬等の分配は、監査役の協議により定める。

#### 第37条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

## 第6章 計 算

#### 第38条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第39条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

期末配当金は、当会社がその支払を開始した日から満3年を経過したときは、当会社はその支払義務を免れる。未払いの期末配当金には利息を付けない。

#### 附則

##### （株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

ただし、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会（以下「総会」という。）については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前述の総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。